

角南隆と護国神社の設計に関する研究

— 山梨縣護國神社を含む主要護国神社を例に —

Keywords

角南隆 護国神社 内務省神社局
神社建築 神道 神社建築制限図

1. はじめに

1.1 研究背景と目的

明治維新後、国は近代国家として再出発するにあたり、精神的な絆を必要としたため、神社を国家の管理下に置いた。そして「神社建築制限図」という建築様式・規模・配置を定めた標準設計を示し、新たに造営される神社が社格という天皇崇拝の序列組織に反しないように注意を促した。また、明治・大正初期は洋風建築ばかりに目が向けられ、江戸時代以来の伝統がどのように継承されたか、どのように変質したかについては意外と知られていない。さらに、近代の神社建築を考えると、内務省の資料が焼失しており、内務省修理技師の設計の実態の解明が十分にできない現状がある。

護国神社は各道府県の戊辰戦争以降の戦没者を英霊として祀っている神社である。この神社の平面の基本形式を定めた人物は、大正末期から昭和戦前にかけて活躍した内務省の技術官僚「角南隆」であるとされている。

宮司によると山梨縣護國神社は角南隆のモデルプランより選択された平面形式であるとされる。本研究では、角南隆の神社に対する考えを読み解き、山梨縣護國神社を含む全国の護国神社の設計がどのような意図、趣旨で行われたのかを分析・考察することを目的とする。

1.2 研究方法

- (1)山梨縣護國神社の社殿、配置図等を青図、実測調査により作成する。
- (2)角南隆についての文献調査、並びに設計に携わった神社の分析を行う。
- (3)全国にある護国神社のうち主要護国神社52社を調査し分析を行い、角南ら神社局の設計手法を考察する。

2. 実測調査

調査日：2013年8月8日(木)、9月28日(土)

対象：山梨縣護國神社社殿、斎館、境内

3. 角南隆(すなみとかし)について

角南隆(1887~1980)は神社建築家で、大正末期から昭和戦前にかけての国の神社建築行政の実質的な指導者であったとされている。大半を内務省神社局で官国幣社の営繕事業に技術面の責任者として携わっていた。護国神社の基本形式を定めた人物であるとされる。

K10018 宇野太一郎

表1 角南隆の主な経歴

年月	事項
明治20年	岡山県に生まれる
大正4年	東京帝国大学工科大学建築学科卒業
6年	明治神宮造営局技師
9年	内務技師として神社局に勤務
昭和3年	東京帝国大学工科大学建築学科講師
6年	東京工業大学工学部建築学科講師
9年	臨時神官施設調査委員会
13年	兼任造神宮技師、兼任関東局技師
14年	内務省神社局造営課長
22年	日本建築工芸株式会社設立(専務取締役社長、のち会長)
25年	造営顧問(神宮司庁)
31年	技術顧問(伊勢神宮奉賛会)
34年	復興造営に関する顧問(明治神宮)
40年	神宮式年造営庁技術総監に任命される
55年	死去(享年93)

4. 護国神社について

護国神社は、明治時代に日本各地に設立された招魂社が、「招魂社は之を護國神社と改称す。昭和十四年四月一日施行」によって一斉に改称して設立した神社である。

護国神社は戊辰戦争以来の国事殉難者・戦没者、現在は自衛官や警察官の霊を英霊として祀っている。英霊は出身地域ごとに祀られているため護国神社は日本各地に存在する。

内務大臣指定の指定護国神社とそれ以外の指定外護国神社に分類され、社格は持たないが、指定護国神社は府県社に相当する。その数は、原則一府県一社となっているが、旧幕藩体制当時の藩領の区分等の関係で二社、三社ある県もあり、現在は東京都、神奈川県を除く45府県に51社(飛騨護國神社は指定ではない)存在する。

5. 山梨縣護國神社について

5.1 概要

所在地：山梨県甲府市岩窪町六〇八

御祭神：護国の英霊二五〇四七柱



写真1 全景



写真2 拝殿

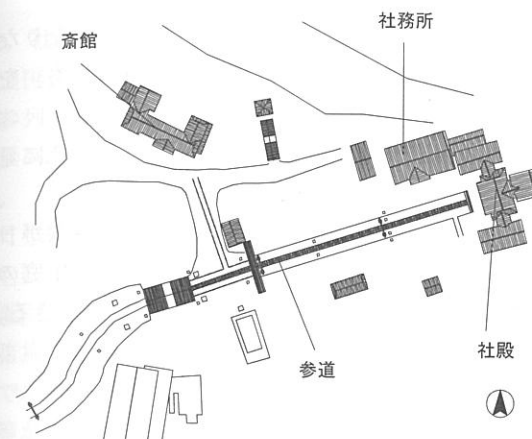


図1 山梨縣護國神社 配置図

5.2 由緒、実測図面

山梨縣護國神社は山梨県の護国神社で、西南戦争以来の山梨県関係の戦没軍人・軍属の英霊25047柱を祀っている。明治12年(1879年)、甲府市太田町に招魂社が建立されたのはじまり、昭和17年(1942年)に現在地に遷座し、昭和19年(1944年)に現在名に改称した。

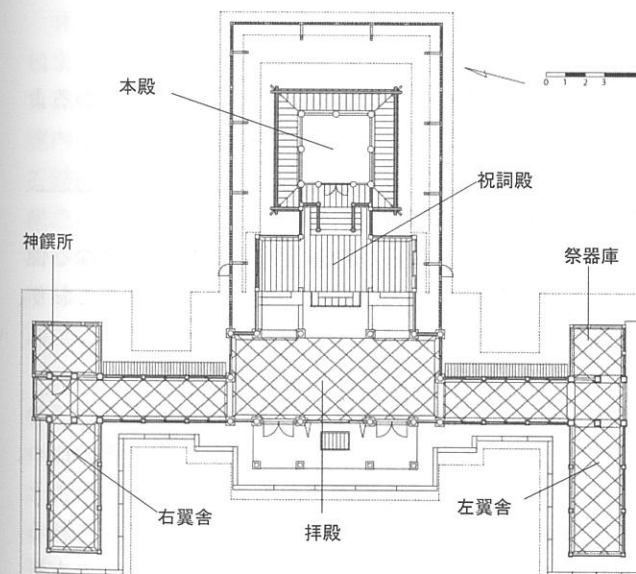


図2 山梨縣護國神社 平面図

特徴

- ①一番奥に本殿を置き、その前に祝詞殿を縦につなぎ手前に拝殿を置く。
- ②拝殿両側面から渡り廊下を出して左右翼舎に連結し、左翼舎奥に祭器庫、右翼舎奥に神饌所を置く。
- ③社殿は一段高く、前方広場より殿内の様子が分かるようになっている。

6. 神社建築制限図

明治初期は、中央諸官庁が大量の営繕事業を一元的に処理しなければならなかった時期であり、そのためには建物の形式・規模の規格化・合理化が不可欠であった。

制限図は本殿以下社殿の様式・規模を決めると同時に、その配置形式を定型化したものである。配置形式上の特徴は、社殿がすべて独立し、互いに離れていることにある。特に本殿と拝殿は中門によって分断され、拝礼するにも本殿が見通せず、神饌の奉献その他の奉仕をするのにも雨風にさらされるなど不便が多かった。



図3 制限図

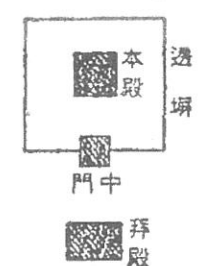


図4 制限図概念

角南隆はこれを批判している。^{注1)} 角南ら神社局の提案は、中門を廃し、本殿・祝詞殿・拝殿を権現造のように一体化するものである。そして拝殿の左右にはたいいてい翼廊が伸び、その先にそれぞれ神饌所と祭器庫がつく。これにより、スムーズな動線が確保できるようになった。

7. 明治神宮再建

7.1 再建への流れ

明治神宮は、大正9年(1920)に伊東忠太、大江新太郎らによって創建した。しかし社殿の規模のほとんどを昭和20年(1945)の空襲で焼失した。その後は全国からの寄付により復興事業がなされ昭和33年(1958)に角南隆らによって再建された。

明治神宮は制限図の面影を残しながら実施された最後の神社である。新たなプランでは制限図を批判していた角南が創建時のプランを極力使いながら新たに機能的要素を取り入れ再建にあたったことがうかがえる。^{注2)}

7.2 創建時との比較

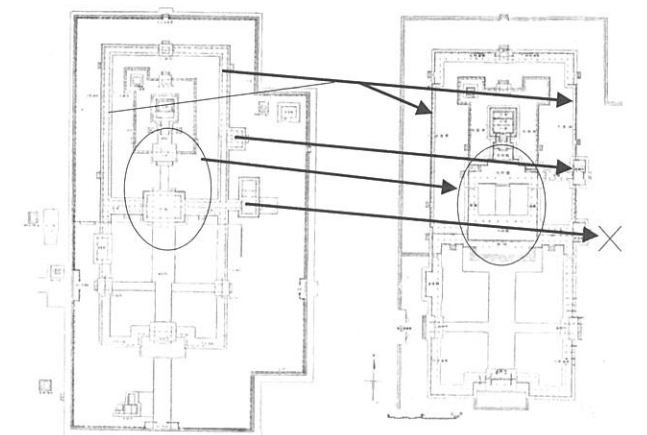


図5 明治神宮平面図(左:創建、右:再建)

明治神宮再建の進め方として、以下のような前提で進められた。^{注3)}

- ① 本殿の位置・大きさなどは改めないこと
- ② 拝殿の位置と基礎はそのまま使うこと
- ③ その他の在来の基礎は出来る限り使うこと

社殿

従来の、社殿が独立した形態から、拝殿・祝詞殿・本殿が一体化した形式に変化。神職などが使用する建物（これを内拝殿と呼ぶ）と一般参拝者が日常参拝する建物（これを外拝殿と呼ぶ）の二つに分け、この建物の連絡を左右の渡廊でつなぎ、間の空間は中庭とする。社殿をつなぎ中庭を設けることで、往来の不自由解消や祭典時の演出効果をはかった。

神饌所

従来の神饌所は本殿まで相当な距離があるが連絡の廊もなく、雨風の時など不便であったことから、内拝殿の東口に廊をつなぎ一体化している。

社殿周り

旧内院廻廊は北側を残して東西は全て全焼したが、この廻廊は実際ほとんど使用されておらず、特に神厳な施設でもないので廻廊をやめ透塀の形式を設けた。同じ理由から社殿の東側にあった便殿は復元しないこととした。

8. 角南隆の神社建築

当時の角南や内務省神社局が建てた神社を比較すると、新たに造営される神社は、ある種形式が定型化していたことがうかがえる。^{注4)}

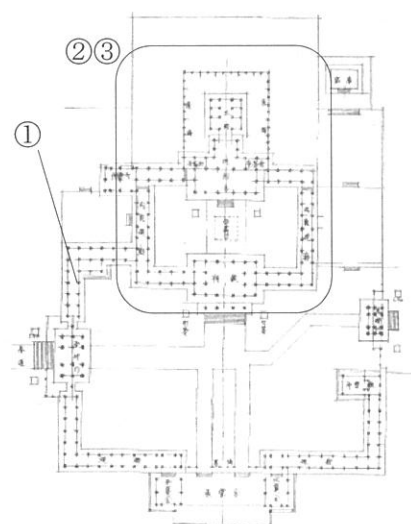


図6 近江神宮 平面図

- ① 拝殿と他の社殿との連携のための廻廊の付加
神饌所からのアクセスや各種移動に応じて雨風に不自由することのないよう機能的に廻廊を配置。
- ② 神社建築制限図での中門を否定し、本殿と拝殿とを祝詞殿を介して一体化
本殿と参拝者を近づけ、参拝者が神のおわすところを感じとれるようにすることを重視。また、それ

によって各社殿の屋根が個別に、しかも連なりながら架かることになるので、境内に「輪奐の美」をもたらすことができるとした。

- ③ 明治神宮再建、近江神宮などの大規模な神社に見られる内拝殿・外拝殿の形式

内拝殿が神職や特別な参拝者用で、外拝殿が日常での一般参拝者用として機能。間にできる中庭のような空間では晴天時には祭場としても利用できる。

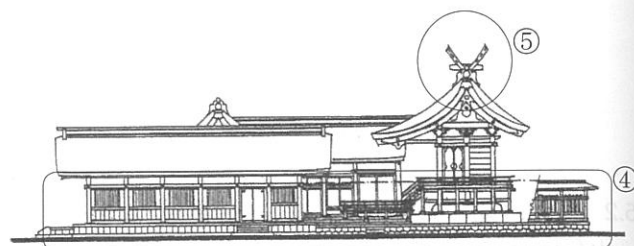


図7 静岡県護国神社 側立面図

- ④ 神聖な場所（本殿）に近づくにつれ敷地の高さを上げる
それぞれの場の使用目的や格の違いを示唆しようとしている。各社殿のヒエラルキーを表現。
- ⑤ 本殿にのみ千木・鯉木を乗せる
遠目から見ても本殿であるということがわかるように留意している。

9. 護国神社設計

9.1 護国神社形式の誕生

護国神社の祭祀上ならびに運営上一般神社と異なる性質は、社殿建築や境内の諸施設にも密接に関係しており、新たに造営された各社は普通社殿と異なった一種の型に統一されている。^{注5)}

従来の招魂社は設計者各自の意見の下に計画されていて、特に一般神社との違いは見られなかった。そのため、護国神社の施設としては不適合なものが多くあった。そこで護国神社の制度が確立され全国的に造営がなされるにあたって、神社局では統一的に扱い、護国神社の本質に最も適応した施設を造るよう当時の指導者である角南隆が指示した。^{注6)}

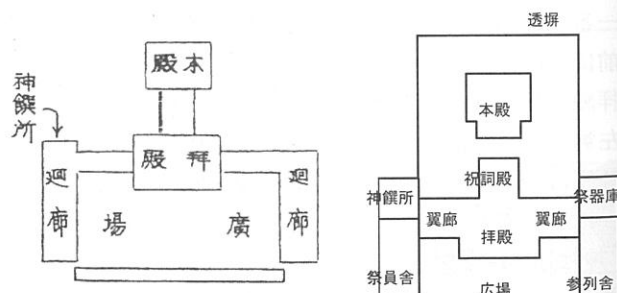


図8 左：角南の招魂社平面図 右：護国形式略図

9.2 社殿様式^{注7)}

護国神社の特徴として、祭典に祭神の遺族や関係団体の参列が非常に多いことがあげられる。そのため、多くの参列者を収容するため拝殿前に広大な広場を必要とする。「拝殿等の祭典を行う社殿建築は、この広場と連携して祭儀の際にも支障なく、平時においても良く調和するものでなくてはならぬ」という考えのもとにほとんどの護国神社は設計されている。

諸施設としては指定護国神社の場合、府県社級であるので本殿、本殿周囲の垣、拝殿、神饌所、手水舎、社務所等が必要である。

本殿は流造が圧倒的に多い。拝殿は比較的小さく土間。これは参列者の大部分が広場のテントなどに参列し、代表者が玉串を神前に捧げるだけの施設として造られているので規模は小さくなっている。拝殿の左右には参列者を収容するための翼舎があり、それと連絡する翼廊より成り立っている。祝詞殿は祝詞奏上の作法に適するよう床板張りとする。神饌所は右翼舎後方に、祭器庫は左翼舎後方に置く。

9.3 境内配置と方位地勢^{注8)}

林に囲まれた境内の入口に鳥居が設けられ、参道林に包まれた表参道が続く。路面は林地帯より少し低くして、自然の地勢に順応してなめらかなカーブをもって進む。境内より広場が透けて見えないのが理想である。途中で石階段を要する時もあるが、その勾配などはその土地の緩急に従って変化し、地勢に無理がないようにする。広場の両側には厚みを要する林地帯が必要で、ここは社務所やテント格納の物置、祭典時の臨時施設を置くためのスペースとなる。

境内の広さは各地で異なっており、方位は本殿が南向きを理想とするが必ずしも南向きに固執する必要はなく、その地勢に従って表らしいところに向けばよい。地勢はあまり平坦でも、あまり高低差があってもいけない。表参道よりだんだんと登って広場を通り拝殿本殿と少しずつ高くなって、本殿の後方が徐々に高くなるような「森」となるかたちを理想とする。



写真3 表参道・林地帯



写真4 広場・後方の森

(両写真：山梨県護国神社)

9.4 主要護国神社調査

全国護国神社會に所属する主要護国神社52社を対象として、社殿形式・境内配置・設計者・沿革等を調査した。

護国形式といえる社殿が30社、それ以外が22社であった。また設計者が判明し内務省関与が認められた神社は最低でも26社あることがわかったが創建時ではこれ以上と思われる。耐火の関係から再建時にRC造になった社殿もみられるが、ほとんどが木造である。また社殿の増改築が数多く行われており、山梨県護国神社でも祝詞殿の拡張工事がなされていた。社殿が護国形式でないものも広場を大きく確保するなど祭典時の考慮がみられた。

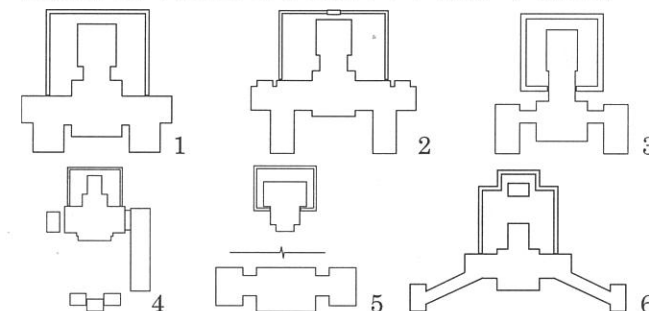


図9 形式図例(1群馬 2長野 3奈良 4秋田 5備後 6福岡)

10. 総括

角南隆は技術官僚として、近代にふさわしい新たな神社を目指した。各社の祭神や由緒、地域的特性を考慮し、各社殿の本来の意味や使い方を先代の神社建築の考えを尊重しつつ、現代の用途に合わせて大胆に変更し、全体を機能的な施設群として構成しようというものであった。

護国神社の設計には以下のような特徴が考えられる。

- ① 拝殿前に参列者を収容できる広場の確保
- ② 護国形式な社殿様式（本殿：流造、拝殿：入母屋造、翼舎：切妻造、各社殿をつなぎ一体化する）
- ③ 周囲に林地帯を設ける
- ④ 表参道入口より徐々に高くなり社殿後方に森がそびえたつような境内配置

52社を調査し、多くの護国神社設計において角南ら内務省神社局の関与がありこの形式であったが、地形上の理由や建立背景によって護国形式となっていないものも数多くある。護国神社の設計には共通したコンセプトが存在するが、地域的特性を活かす角南の考え方が反映され、まったく同じ形のものは存在しない。護国神社は昭和20年の空襲により焼失してしまい、その後再建され以前の形態になっていないものが多くあるが、根本的な設計理念は受け継がれているといえる。

参考文献

- 1) 「近代の神社景観」中央公論美術出版 1998
- 2) 「全国護国神社巡拝ガイドブック」山中浩市 2013
- 3) 「静岡県の近代和風建築」静岡県教育委員会 2002
- 4) 「建築文化」彰国社 2000 注4) p77
- 5) 「神社建築」神社新報社 1967
- 6) 「新建築」新建築社 1959 注2) 注3) p42,43
- 7) 「建築世界」建築世界社 1944 注5) 注6) 注7) 注8)
- 8) 「神道講座(神社篇)」原書房 1981 注1) p281,282